

知事令2020-005 旅行業界のためのよくある質問

社会的活動の制限、医療免許の制限解除、

最重要でないグアム政府の運営に関する状況の明確化について

1. 知事令 2020-005 はいつから施行されますか

2020年3月20日午後12時から2020年3月30日まで適応されます。

2. ホテル業務のどの部門に影響がありますか

客室の販売が可能です。フロントデスクでのチェックイン、チェックアウト業務を行うことも可能です。また、ルームサービスでの食事の提供、清掃も可能です。ホテル内のレストラン、デリなど、店内での食事の提供は許可されていませんが、テイクアウト、デリバリーでの営業は継続可能です。ホテル内のバー、ホールルーム、会議室などで集会等を開催することはできません。

3. ホテル内のフィットネスセンター、スパ、プール、ビーチなどの施設の営業は可能ですか

いいえ、2020年3月30日まで営業を停止しなければなりません。全ての集会や、会衆を目的とした娯楽やそれと類似した活動は禁止されています。

4. 公共のビーチは一般開放されていますか

公共のビーチは継続して開放されており屋外での活動は許可されていますが、知事令2020-004に従いお互いに人との距離を保たなければなりません。

5. ホテルはランドリーサービスを継続して行うことが許可されていますか

多くのホテルがランドリーおよびリネン類の洗濯を外注していますが、これらのサービスが知事令施行中に停止されることはありません。

6. 建設および改装工事はこの期間中継続して行われますか

生活を送る上で必要な事業は知事令の営業停止事項に含まれておらず、個人および軍関連の一般的な工事もその対象であり、知事令2020-004に則り従業員同士の距離を保った上での

工事継続は認められています。

7. レストランオーナーですが、**営業を続けてもいいですか**

営業可能ですが、テイクアウトもしくはデリバリーサービスのみ許可されています

8. 店内での**飲食サービス提供を停止**していれば、ドライブスルーでの**レストラン営業は継続可能**ですか

はい、ドライブスルーでの**営業は許可**されています